

19日東京地方裁判所において24名（故松林信吉さんと、退職した組合員を含む26名でスタート）が原告となって恣意的で不当なボーナスと定昇カットに抗議し回復を求めていた裁判の判決が言い渡された。

判決は、極めて不当で24名の訴えを棄却するというもので、とうてい認められない史上最低の判決だ。

裁判所は、26名の原告一人ひとりが明らかにしてきた助役による、添乗時や点呼時の言いがかりのカット理由に対して、なんら具体的に触れることなく一方的にカットは当然とばかりの判決理由を羅列している。

カット理由は、列車を安全に運行することに必要な観点から見れば全く関係のないものばかりで、明らかに恣意的な判断・基準によるものだ。カット理由はどこから見ても、わたしたち東海労を差別するものということがハッキリしている。

わたしたち J R 東海 労 東 二 運 分 会 は 不 当 判 決 を 許 さ ず 、 様 々 な 職 場 からの闘いと結合して、全組合員で闘い続けることを明らかにする。

ボーナス・定期昇給カット裁判
不当判決に断固抗議し引き続き闘う